

置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事  
請負業者審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事請負業者選定プロポーザルの実施にあたり、置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事請負業者選定プロポーザル実施要綱第3条の規定に基づき、置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事請負業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するとともに、建設工事請負業者の優先交渉権者の選定に係る審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会)

第2条 審査委員会は、次に掲げる構成とする。

- (1) 委員長 1名 代表参与
- (2) 委員 3名 南陽市、高畠町及び川西町の参与
- (3) 幹事 4名 事務局長、総務課長、施設課長、南陽市総務課技術調整主幹

2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を掌理する。

3 幹事は、委員長の命を受け、審査委員会の庶務を担当する。

4 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ審査することができない。

5 審査委員会の構成員は、審査の内容を他に漏らしてはならない。

(審査の基準)

第3条 審査の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事費見積書
- (2) 特定建設工事共同企業体の実績
- (3) 施工計画書
- (4) 技術提案課題

(審査の方法)

第4条 審査は、プレゼンテーション・ヒアリングを実施し審査を行うものとする。

2 前条第1項の規定に基づき別表に定める置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事請負業者選定プロポーザル審査基準表(以下「審査基準表」という。)に掲げる各審査項目について、プレゼンテーション・ヒアリングを行い、提出された各提出書類の書類審査を行い、各審査委員が審査点を付して行うものとする。

3 審査委員が審査委員会を欠席した場合は、後日持ち回り説明を受けて書類審査を行い、審査点を付すものとする。

(優先交渉権者の選定)

第5条 前条の審査の結果から、各審査委員の審査点の総合計により順位を付し、総合計が最も高い者で、且つ、配点合計の6割以上の者を優先交渉権者とし、それらを満たす者が複数あったときは、全審査委員が投票にて優先交渉権者を決するものとする。

ただし、各審査委員の審査点の合計が配点合計の6割に満たない場合は、建設工事請負業者の優先交渉権者として選定しないものとする。

審査点		資格の有無	区分
配点合計（審査委員4名 各100点）	400点		
配点合計6割以上	240点以上	○	最上位者を優先交渉権者とする
配点合計6割未満	239点以下	×	選定しない

（審査委員会事務の所掌）

第6条 審査委員会の事務は、事務局施設課が所掌する。

附 則

この要領は、令和2年11月16日から施行する。